

千葉県指定史跡の指定解除について

令和2年2月12日
文化財課

1 概要

県指定史跡「佐倉油田牧の野馬込跡」は、文化財保護法第109条1項の規定により、令和元年10月16日付けで国史跡「しもうささくらあぶらだまきあと下総佐倉油田牧跡」に指定されたことから、千葉県文化財保護条例第35条2項の規定により指定を解除した。

この指定解除により、県指定史跡は80件となった。

2 「下総佐倉油田牧跡」の史跡の指定について

香取市に所在する「下総佐倉油田牧跡」は、乗用馬等の養成のために江戸幕府が直轄で経営した牧の一つである。千葉県北東部に整備された佐倉牧は七つに分けられて「佐倉七牧」と呼ばれ、北東端の油田牧は七牧のなかで最も小規模であるが、外周を囲む野馬除土手のまよけや内部を仕切る勢子土手せこ等の牧の遺構が良好に残存している。

放牧した馬を集める野馬込のまごめは土塁状どるいの施設で、東側が馬を捕える「捕込とっこめ」、南側が幕府に送る馬や払い下げる馬を溜めておく「溜込ためごめ」、北西側が野に返す馬を入れる「払込はらいごめ」の三つの区画に分けられている。これらは近世の絵図と比較してもほとんど変わらない状況で良好に残されており、近世における牧の様相を知る上で貴重な遺跡である。

【参考】千葉県文化財保護条例 第三十五条

2 指定史跡名勝天然記念物について法百九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定があったときは、当該指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

下総佐倉油田牧跡（香取市）の 国史跡の指定について

国の文化審議会は、令和元年6月21日（金）に、「下総佐倉油田牧跡」（香取市）を史跡に指定することを答申しました。

「下総佐倉油田牧跡」が史跡になると…

- 近世牧跡では2件目
下総小金中野牧跡（鎌ヶ谷市）
平成19年2月6日指定

史跡に指定された理由

- 千葉県北東部に整備された佐倉牧のうち北東端に位置し、外周を囲む野馬土手や内部を仕切る勢子土手等の遺構がよく残る。
- 放牧した馬を集める野馬込の構造が、近世の絵図とほとんど変わらない状況で残る。



指定地全景（北東から）



捕込開口部



野馬込跡測量図

